

浜松市脱炭素経営設備導入支援事業費補助金の申請受付開始について

浜松市では、地域企業における脱炭素経営のトップランナーを創出し、その取り組みを横展開することで「脱炭素経営ドミノ」を起こすと共に、産業競争力を強化し、企業の持続的な成長につなげるため、計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業の再エネ・省エネ設備の導入に対して下記のとおり、補助事業を行います。

記

1 事業名（補助金メニュー）

浜松市脱炭素経営設備導入支援事業費補助金

2 対象事業・補助内容

2030年までの温室効果ガス排出削減計画を策定し、計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業が、次に掲げる設備のうち、少なくとも1つ以上を導入する事業であること。

対象設備	補助率・補助額
太陽光発電設備	発電出力（kW）×6万円/kW以内
定置用蓄電池	補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内
高効率空調設備	補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内
高効率照明設備	補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内

※定置用蓄電池は、本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備に限ります。

3 補助対象経費

対象設備の導入に直接必要な設備装置等の購入や設置に係る工事等に関する費用

※既存設備の撤去や廃棄に関する費用や施設修繕等に係る費用は対象になりません。

4 補助対象期間

交付決定日以降から令和7年2月14日（金）まで

※交付決定前に補助対象事業に係る発注・契約や工事を実施した場合は、補助金の対象となりません。

5 募集期間・補助金額決定方法

※補助対象設備によって募集期間や補助金額決定方法が異なりますので、ご注意ください。

(1) 募集期間

- 太陽光発電設備、定置用蓄電池

令和6年6月24日（月）から令和6年11月29日（金）まで

- 高効率空調設備、高効率照明設備

令和6年6月24日（月）から令和6年7月19日（金）まで

(2) 補助金額決定方法

- ・太陽光発電設備と定置用蓄電池については、予算の範囲内で先着順により受付します。
- ・太陽光発電設備の補助については、原則、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」及び市財源を活用して補助（6万円/kW）を行います。申請多数により、市財源がなくなった場合には、環境省の交付金のみで補助（4万円/kW）を実施します。
- ・高効率空調設備と高効率照明設備については、申請期間において受付します。
- ・仮に、補助申請額の合計が予算額を超えた場合は、予算額を補助申請額の総額で按分して交付します。

6 申請方法・対象設備の要件等について

- ・申請方法は、交付申請に必要な提出書類を揃えて「窓口へ直接持参」してください。
- ・提出書類、手続きの詳細については浜松市ホームページに掲載されている「浜松市脱炭素経営設備導入支援事業の手引き」をご確認ください。

浜松市公式 WEB サイト → 創業・産業・ビジネス → カーボンニュートラル
→ 浜松市のカーボンニュートラル政策

7 提出先・お問い合わせ先

浜松市 カーボンニュートラル推進事業本部（浜松市役所本館 6階）

住所：〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

電話：053-457-2502

Eメール：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp